

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年8月12日提出
【計算期間】	第3特定期間(自 平成26年11月20日至 平成27年5月19日)
【ファンド名】	米国変動好金利ファンド Aコース 米国変動好金利ファンド Bコース
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

米ドル建ての企業向け貸付債権（「バンクローン」といいます。）を実質的な主要投資対象¹とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。

なお、米ドル建ての高利回り事業債²（ハイ・イールド・ボンド）等に実質的に投資する場合があります。

- 1 主として米ドル建てのバンクローンに投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。））。以下同じ。）および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券を主要投資対象とする投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- 2 格付機関によってBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付のない場合には同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）をいいます。

■ 信託金の限度額 ■

信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（米国変動好金利ファンド Aコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 (金銭債権)
追加型		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (金銭債権))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産）とが異なります。

（米国変動好金利ファンド Bコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 (金銭債権) 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (金銭債権))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があ

るものをいう。

- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

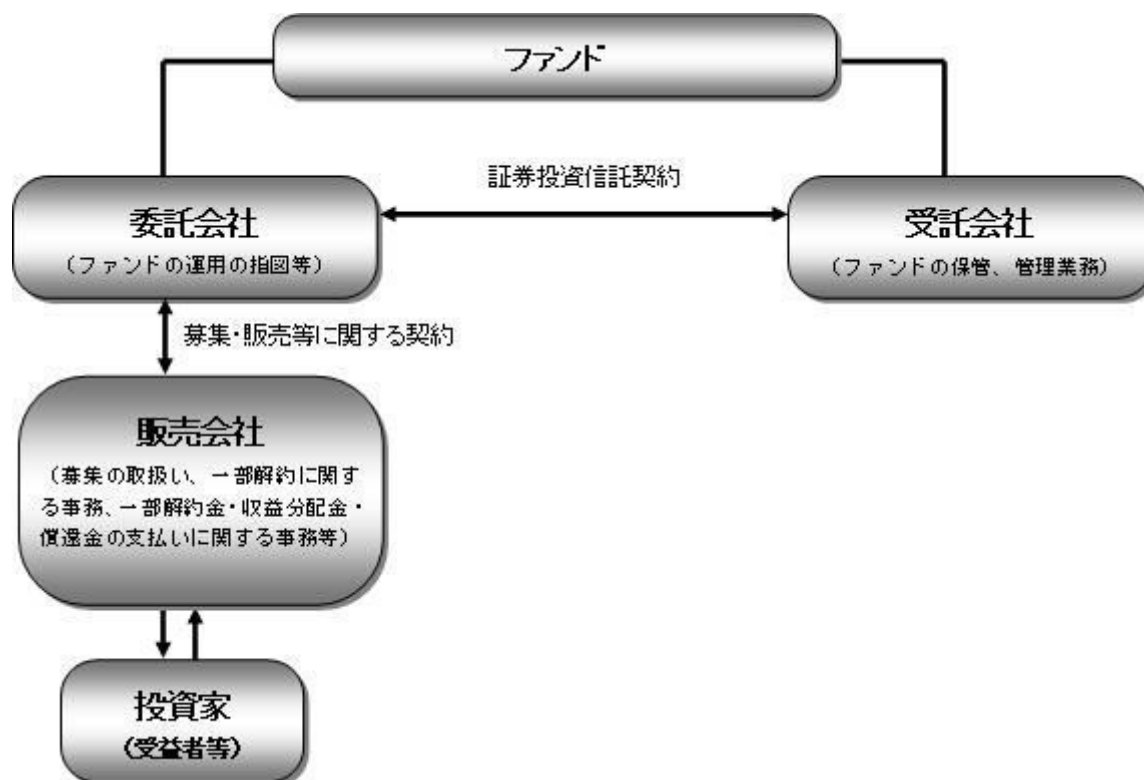
〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

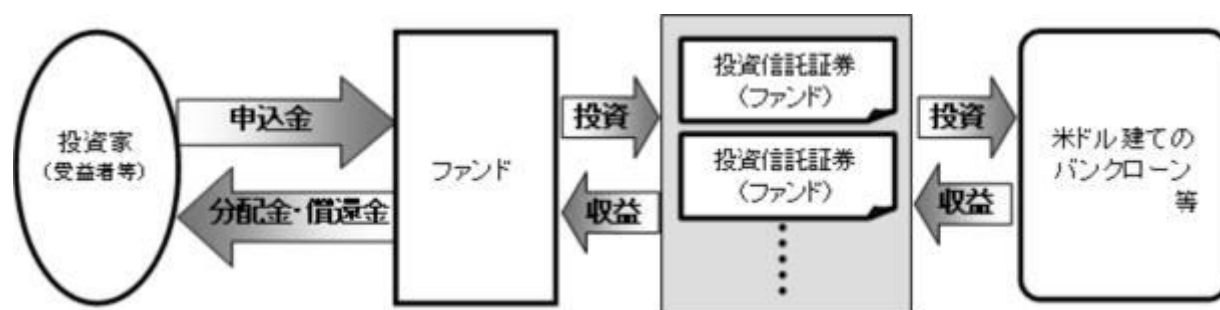
平成25年11月25日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



《ファンド・オブ・ファンズ方式について》

ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



ファンド	米国変動好金利ファンド Aコース	米国変動好金利ファンド Bコース
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社	
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社	

■ 委託会社の概況(平成27年6月末現在) ■

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・ 資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月 1 日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成 9 年(1997年)10月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年（2003年）6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、米ドル建てのバンクローン为主要投資対象とする投資信託証券および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。

Aコース、Bコースが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

A コース	B コース
為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
- 外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。 - 上記に類するもの。	- 外貨建資産について、為替ヘッジを行わないことを基本とするもの。 - 上記に類するもの。

投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。なお、通常の状況においては、米ドル建てのバンクローンを主要投資対象とする投資信託証券への投資を中心としますが、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

通常の状況においては、米ドル建てのバンクローンを主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

ファンド	指定投資信託証券（2015年 8月12日現在）
A コース	ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト - バンクローン・ファンド - 日本円為替ヘッジクラス
	野村マネー マザーファンド

Bコース	ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト - バンクローン・ファンド - 日本円クラス
	野村マネー マザーファンド

指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

主として米ドル建てのバンクローンに投資する投資信託証券および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。なおコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指

図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

（参考）投資対象とする投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成27年 8月12日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、投資対象とする投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、投資対象から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

ファンド名（形態）	ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト - バンクローン・ファンド 日本円為替ヘッジクラス / 日本円クラス（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）・リミテッド
主要投資対象	米ドル建てのバンクローン
投資方針	・米ドル建てのバンクローンを主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、米ドル建てのハイ・イールド・ボンド 等に投資する場合があります。 格付機関によってBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付のない場合には同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）をいいます。 ・バンクローンへの投資にあたっては、原則として、弁済順位が高く、かつ担保が設定されたバンクローンに投資を行ないます。また、主として、取得時において格付機関によってBB格相当以下の格付が付与されたもの（格付のない場合には同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）に投資を行ないます。 ・日本円為替ヘッジクラスは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 ・日本円クラスは、組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行ないません。

主な投資制限	・同一企業のバンクローン、ハイ・イールド・ボンド等への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・無担保の貸付債権への投資は行ないません。 ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
信託期間	無期限（平成25年11月26日設定）
信託報酬	純資産総額の0.6675%（年率） 純資産総額等によっては、記載の信託報酬率を下回る場合があります。
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.3%（当初1口＝1万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用（3年を超えない期間にわたり償却）。

上記の他、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

* Aコースは「ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト・バンクローン・ファンド・日本円為替ヘッジクラス」を、Bコースは「ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト・バンクローン・ファンド・日本円クラス」を組み入れます。

ファンド名	野村マネー マザーファンド
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
主要投資対象	円建ての短期有価証券

（野村マネー マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2．運用方法

（1）投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

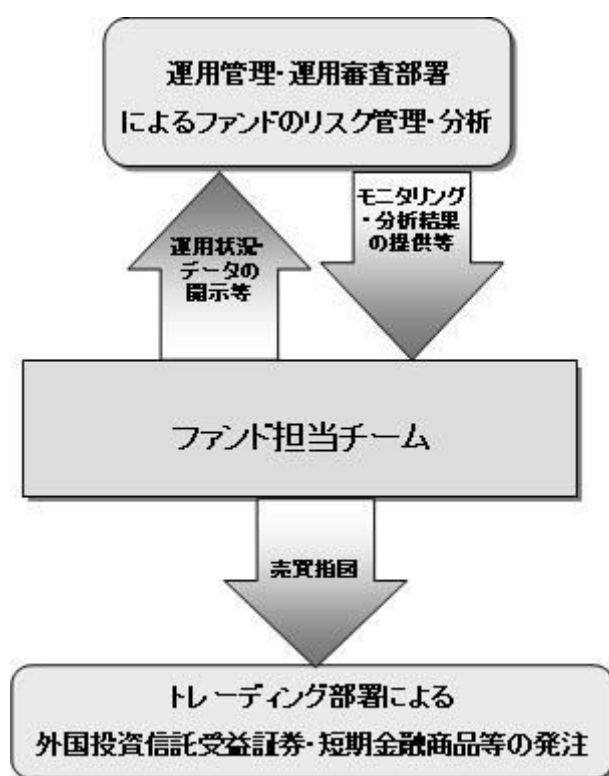
スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

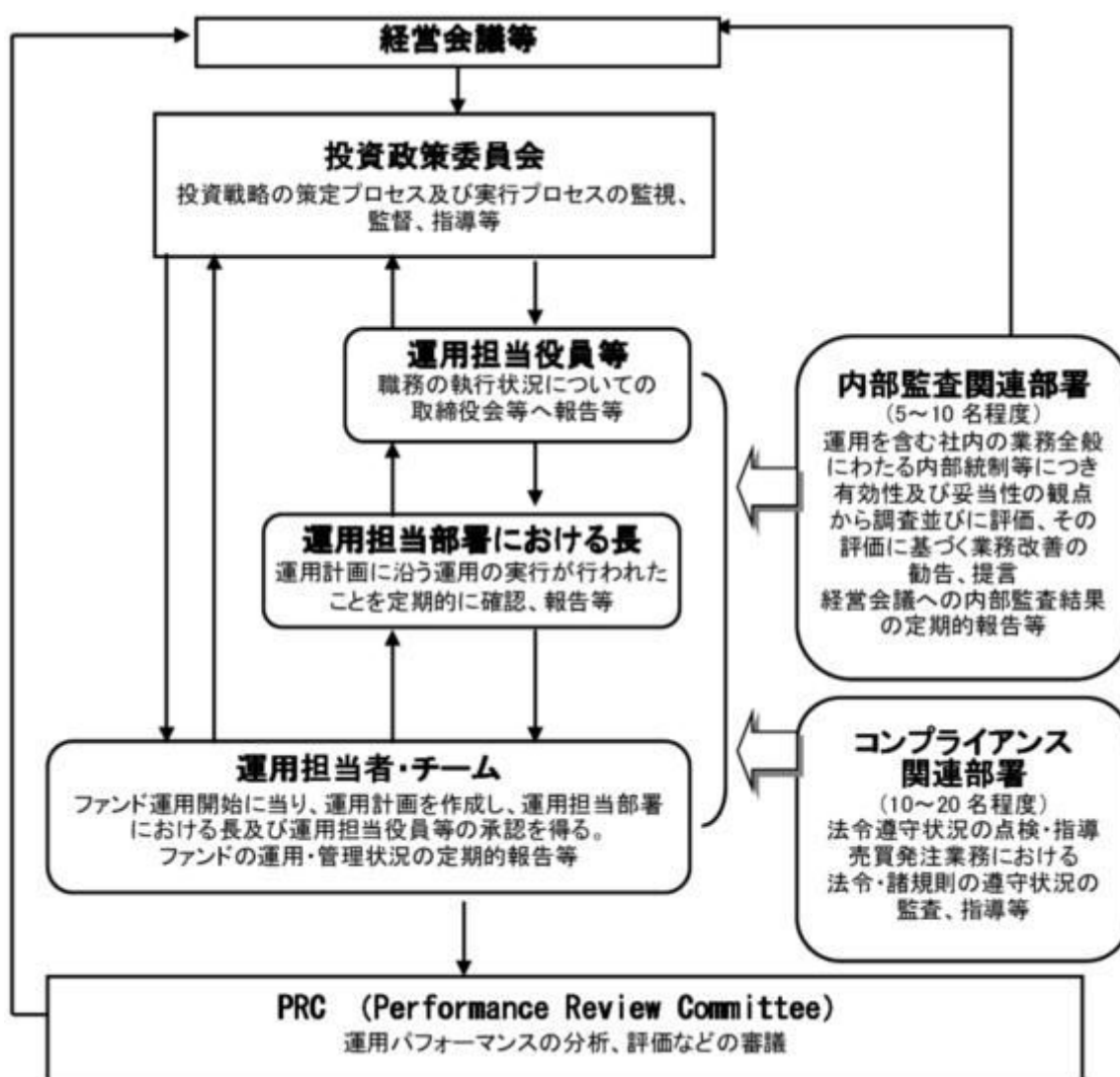
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として**毎月19日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

■ 分配金に関する留意点 ■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



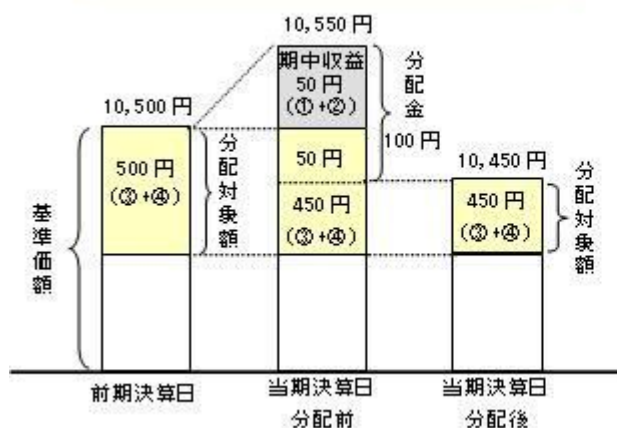
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

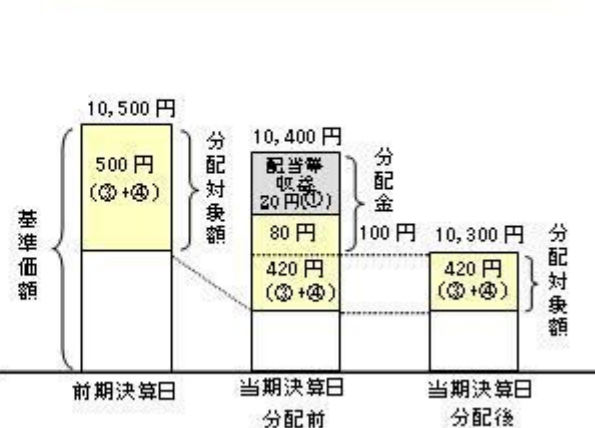
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、 経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合

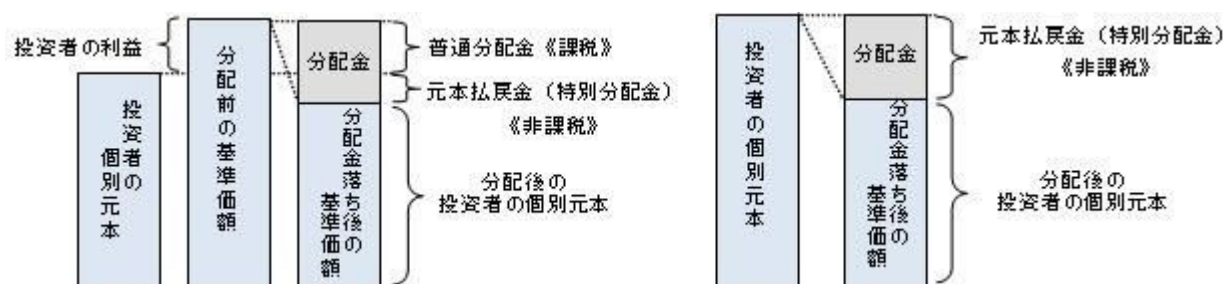


前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

公社債の借入れ(信託約款)

- （ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- （ ）上記（ ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ ）上記（ ）の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[バンクローンの価格変動リスク]

バンクローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドは実質的にバンクローンに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうバンクローンについては、格付けの高いバンクローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入バンクローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。また、一般的にバンクローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売買できない場合があります。また、バンクローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド・ボンド等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

[為替変動リスク]

「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減

を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

各コースが各々投資対象とする指定投資信託証券のうち、主として米ドル建てのバンクローンに投資する投資信託証券のすべてが存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

主として米ドル建てのバンクローンに投資する指定投資信託証券の主たる投資市場である米国市場においては、バンクローンの受渡しに要する日数は一般的に債券等に比べて長いことが想定されます。したがってファンドに大量の解約が発生した場合等、売却済バンクローンの代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行なうことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合があります。この場合、借入れ金利はファンドが負担することとなります。

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。また、実質的な投資対象の米ドル建てのバンクローンの流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付けを制限することがあります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

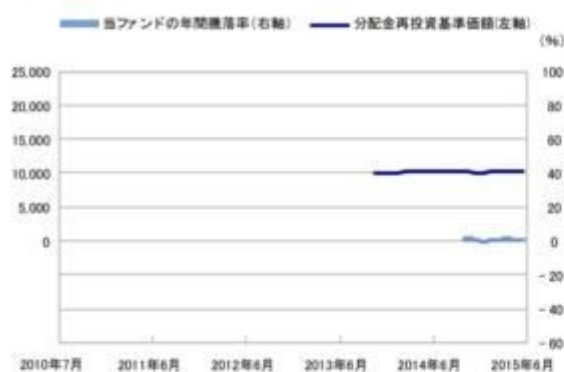
リスクの定量的比較

（2010年7月末～2015年6月末：月次）

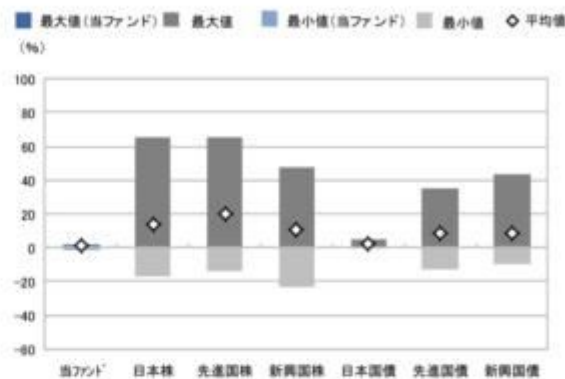
〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Aコース



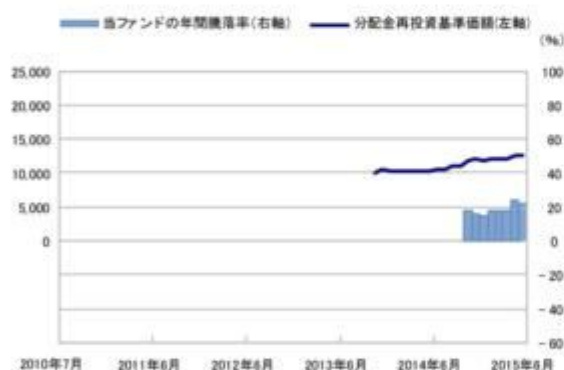
- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2014年11月から2015年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



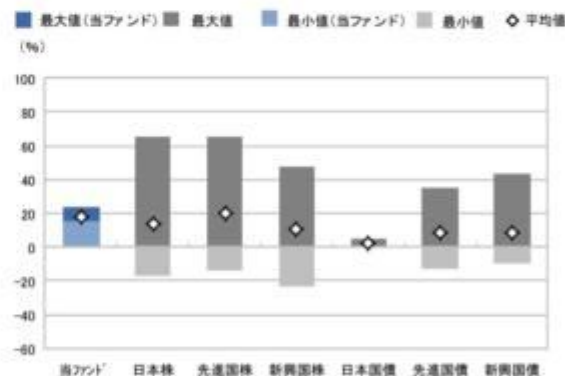
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.7	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値(%)	△ 0.2	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	0.8	14.2	19.7	10.6	2.4	8.9	8.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2010年7月から2015年6月の5年間（当ファンドは2014年11月から2015年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●Bコース



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2014年11月から2015年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	23.7	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値(%)	15.0	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	18.3	14.2	19.7	10.6	2.4	8.9	8.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2010年7月から2015年6月の5年間（当ファンドは2014年11月から2015年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSP, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.08%（税抜年1.00%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については、次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.27%	年0.70%	年0.03%

なお、この他にファンドが投資する外国投資信託に関しても費用等がかかります。

（参考）投資対象とする外国投資信託に係る信託報酬率

外国投資信託の名称	信託報酬率
ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト - バンクローン・ファンド - 日本円為替ヘッジクラス	年0.6675%
ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト - バンクローン・ファンド - 日本円クラス	

純資産総額等によっては、記載の信託報酬率を下回る場合があります。

当該外国投資信託は、上記の他に、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

なお、申込手数料はかかりません。

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、平成27年 8月12日現在で想定される概算値は以下の通りです。ただ

し、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率（税込）の概算値
年1.7475%程度

投資対象とする投資信託証券の純資産総額等によっては、記載の信託報酬率を下回る場合があります。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税 (所得税及び復興特別所得税) 15.315% および地方税5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限りです。）との通算が可能です。

平成28年1月1日以降の損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
^{（注1）} ・ 特定公社債 の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

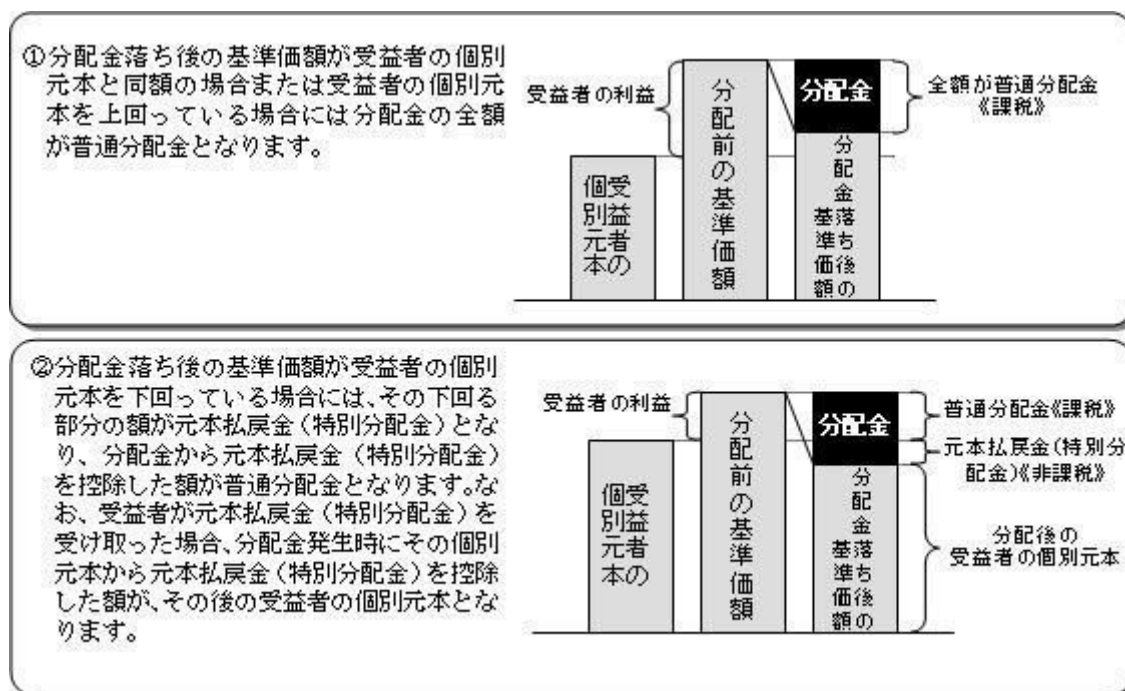
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（平成27年6月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成27年 6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

米国変動好金利ファンド Aコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

投資信託受益証券	ケイマン	425,604,995	94.24
親投資信託受益証券	日本	9,010,595	1.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	16,956,767	3.75
合計（純資産総額）		451,572,357	100.00

米国変動好金利ファンド Bコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	327,416,325	98.39
親投資信託受益証券	日本	1,001,177	0.30
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,335,175	1.30
合計（純資産総額）		332,752,677	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	1,280,037,611	5.87
地方債証券	日本	1,677,476,460	7.69
特殊債券	日本	4,626,142,934	21.22
社債券	日本	1,404,058,413	6.44
コマーシャルペーパー	日本	2,499,186,356	11.46
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10,313,724,254	47.30
合計（純資産総額）		21,800,626,028	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

米国変動好金利ファンド Aコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・グローバル・マネー ジャー・セレクト・バンクロー ン・ファンド・日本円為替ヘッジ クラス	46,847	9,087	425,699,750	9,085	425,604,995	94.24
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	8,829,589	1.0205	9,010,595	1.0205	9,010,595	1.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	94.24

親投資信託受益証券	1.99
合 計	96.24

米国変動好金利ファンド Bコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・グローバル・マネージャ－・セレクト－バンクロ－ン・ファンド－日本円クラス	29,299	11,208	328,404,318	11,175	327,416,325	98.39
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	981,066	1.0205	1,001,177	1.0205	1,001,177	0.30

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.39
親投資信託受益証券	0.30
合 計	98.69

（参考）野村マネー マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	地方債証券	名古屋市 公募第12回ひ号	670,000,000	100.06	670,453,770	100.06	670,453,770	1.3	2015/7/21	3.07
2	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第5回	558,000,000	101.00	563,616,364	101.00	563,616,364	1.6	2016/2/26	2.58
3	日本	社債券	三菱UFJリース 第13回社債間限定同順位特約付	500,000,000	100.56	502,804,818	100.56	502,804,818	0.796	2016/4/22	2.30
4	日本	地方債証券	埼玉県 公募平成17年度第3回	500,000,000	100.09	500,469,445	100.09	500,469,445	1.3	2015/7/28	2.29
5	日本	国債証券	国庫短期証券 第529回	500,000,000	99.99	499,999,770	99.99	499,999,770	—	2015/8/3	2.29
6	日本	国債証券	国庫短期証券 第541回	500,000,000	99.99	499,999,505	99.99	499,999,505	—	2015/9/28	2.29
7	日本	特殊債券	首都高速道路債券 政府保証第1回	400,000,000	101.14	404,564,260	101.14	404,564,260	1.6	2016/3/28	1.85
8	日本	社債券	三菱東京UFJ銀行 第116回特定社債間限定同順位特約付	400,000,000	100.02	400,086,517	100.02	400,086,517	0.49	2015/7/16	1.83
9	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第347回	352,000,000	100.28	352,998,022	100.28	352,998,022	1.3	2015/9/22	1.61
10	日本	特殊債券	本州四国連絡橋債券 政府保証第27回	300,000,000	100.22	300,682,640	100.22	300,682,640	1.4	2015/8/31	1.37

11	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第3 4 6 回	300,000,000	100.21	300,634,450	100.21	300,634,450	1.4	2015/8/26	1.37
12	日本	特殊債券	中部国際空港債券 政府保証第1 7 回	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	0.051	2016/3/7	1.37
13	日本	地方債証券	東京都 公募第6 2 5 回	200,000,000	100.28	200,563,290	100.28	200,563,290	1.41	2015/9/18	0.91
14	日本	社債券	みずほコーポレート銀行 第2 4 回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	100.27	200,549,040	100.27	200,549,040	0.595	2016/1/20	0.91
15	日本	特殊債券	西日本高速道路 第1 6 回	200,000,000	100.03	200,076,798	100.03	200,076,798	0.246	2015/9/18	0.91
16	日本	特殊債券	農林債券 利付第7 2 2 回い号	200,000,000	100.03	200,071,945	100.03	200,071,945	0.55	2015/7/27	0.91
17	日本	特殊債券	地方公共団体金融機構債券 2 年第1 回	200,000,000	100.03	200,070,640	100.03	200,070,640	0.135	2016/2/26	0.91
18	日本	コマーシャルペーパー	三井住友信託銀行	200,000,000	—	199,955,133	—	199,955,133	—	—	0.91
19	日本	コマーシャルペーパー	三井住友信託銀行	200,000,000	—	199,955,133	—	199,955,133	—	—	0.91
20	日本	コマーシャルペーパー	三井住友信託銀行	200,000,000	—	199,955,133	—	199,955,133	—	—	0.91
21	日本	コマーシャルペーパー	みずほ証券	200,000,000	—	199,938,648	—	199,938,648	—	—	0.91
22	日本	コマーシャルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000	—	199,938,457	—	199,938,457	—	—	0.91
23	日本	コマーシャルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000	—	199,936,732	—	199,936,732	—	—	0.91
24	日本	コマーシャルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000	—	199,933,742	—	199,933,742	—	—	0.91
25	日本	コマーシャルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000	—	199,931,557	—	199,931,557	—	—	0.91
26	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証第1 1 回	170,000,000	101.40	172,391,543	101.40	172,391,543	1.8	2016/4/26	0.79
27	日本	国債証券	国庫債券 利付（2 年）第3 3 0 回	170,000,000	100.00	170,016,148	100.00	170,016,148	0.2	2015/7/15	0.77
28	日本	特殊債券	農林債券 利付第7 2 3 回い号	150,000,000	100.07	150,106,049	100.07	150,106,049	0.55	2015/8/27	0.68
29	日本	特殊債券	商工債券 利付第7 2 4 回い号	120,000,000	100.09	120,117,590	100.09	120,117,590	0.5	2015/9/25	0.55
30	日本	特殊債券	公営企業債券 政府保証第8 6 2 回	117,000,000	101.37	118,608,615	101.37	118,608,615	1.8	2016/4/20	0.54

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	5.87
地方債証券	7.69
特殊債券	21.22
社債券	6.44
コマーシャルペーパー	11.46
合 計	52.69

【投資不動産物件】

米国変動好金利ファンド Aコース

該当事項はありません。

米国変動好金利ファンド Bコース

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

米国変動好金利ファンド Aコース

該当事項はありません。

米国変動好金利ファンド Bコース

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

米国変動好金利ファンド Aコース

平成27年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	(2014年 5月19日)	971	974	1.0054	1.0084
第2特定期間	(2014年11月19日)	1,063	1,067	0.9817	0.9852
第3特定期間	(2015年 5月19日)	407	408	0.9749	0.9784
	2014年 6月末日	997	—	1.0032	—
	7月末日	1,062	—	1.0007	—
	8月末日	1,076	—	0.9954	—
	9月末日	1,059	—	0.9877	—

10月末日	1,063	—	0.9832	—
11月末日	1,064	—	0.9824	—
12月末日	1,028	—	0.9647	—
2015年 1月末日	1,030	—	0.9625	—
2月末日	854	—	0.9705	—
3月末日	388	—	0.9729	—
4月末日	397	—	0.9771	—
5月末日	409	—	0.9743	—
6月末日	451	—	0.9687	—

米国変動好金利ファンド Bコース

平成27年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	(2014年 5月19日)	309	310	1.0074	1.0104
第2特定期間	(2014年11月19日)	380	381	1.1336	1.1371
第3特定期間	(2015年 5月19日)	325	326	1.1081	1.1116
	2014年 6月末日	323	—	1.0052	—
	7月末日	342	—	1.0175	—
	8月末日	327	—	1.0210	—
	9月末日	336	—	1.0679	—
	10月末日	357	—	1.0602	—
	11月末日	392	—	1.1423	—
	12月末日	416	—	1.1506	—
	2015年 1月末日	399	—	1.0776	—
	2月末日	407	—	1.0968	—
	3月末日	303	—	1.1068	—
	4月末日	323	—	1.1009	—
	5月末日	342	—	1.1471	—
	6月末日	332	—	1.1266	—

【分配の推移】

米国変動好金利ファンド Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2013年11月25日～2014年 5月19日	0.0150円
第2特定期間	2014年 5月20日～2014年11月19日	0.0210円
第3特定期間	2014年11月20日～2015年 5月19日	0.0210円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

米国変動好金利ファンド Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2013年11月25日～2014年 5月19日	0.0150円
第2特定期間	2014年 5月20日～2014年11月19日	0.0210円
第3特定期間	2014年11月20日～2015年 5月19日	0.0710円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

米国変動好金利ファンド Aコース

	計算期間	収益率
第1特定期間	2013年11月25日～2014年 5月19日	2.0%
第2特定期間	2014年 5月20日～2014年11月19日	0.3%
第3特定期間	2014年11月20日～2015年 5月19日	1.4%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

米国変動好金利ファンド Bコース

	計算期間	収益率
第1特定期間	2013年11月25日～2014年 5月19日	2.2%
第2特定期間	2014年 5月20日～2014年11月19日	14.6%
第3特定期間	2014年11月20日～2015年 5月19日	4.0%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

米国変動好金利ファンド Aコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2013年11月25日～2014年 5月19日	966,890,100	651,868	966,238,232
第2特定期間	2014年 5月20日～2014年11月19日	150,286,107	33,414,454	1,083,109,885
第3特定期間	2014年11月20日～2015年 5月19日	57,560,272	722,674,872	417,995,285

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

米国変動好金利ファンド Bコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2013年11月25日～2014年 5月19日	318,096,156	10,503,782	307,592,374
第2特定期間	2014年 5月20日～2014年11月19日	79,758,404	51,916,169	335,434,609
第3特定期間	2014年11月20日～2015年 5月19日	82,549,064	124,123,696	293,859,977

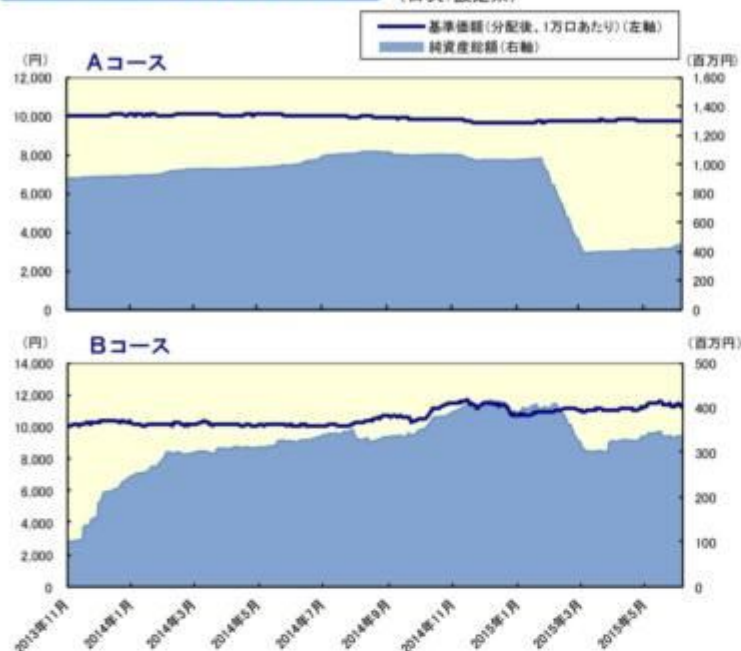
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

運用実績 (2015年6月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次・設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Aコース	
2015年6月	35 円
2015年5月	35 円
2015年4月	35 円
2015年3月	35 円
2015年2月	35 円
直近1年間累計	420 円
設定来累計	605 円

Bコース	
2015年6月	35 円
2015年5月	35 円
2015年4月	35 円
2015年3月	35 円
2015年2月	35 円
直近1年間累計	920 円
設定来累計	1,105 円

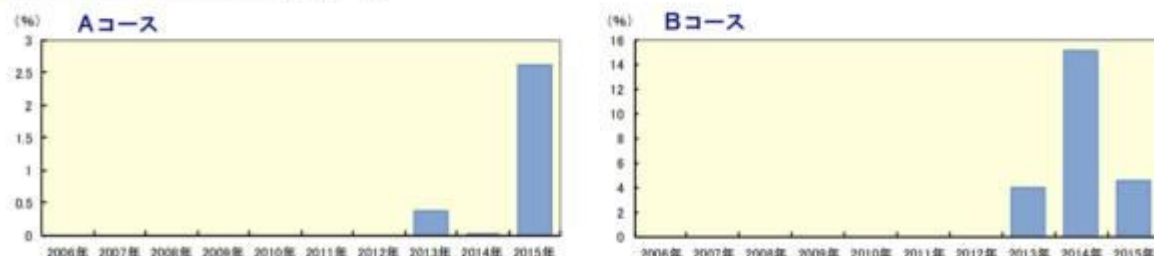
主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	業種	投資比率(%)	
			Aコース	Bコース
1	Anchor Glass	容器・ガラス製品	1.7	1.8
2	Shearer's Foods, Llc	食品	1.7	1.8
3	Bass Pro Group Llc	小売(食品・薬品除く)	1.4	1.5
4	Wand Intermediate I LP	自動車	1.4	1.5
5	Advantage Sales & Marketing/Asm Merger	ビジネス機器・サービス	0.9	0.9
6	Veresen Midstream Limited Partnership	石油・ガス	0.9	0.9
7	Aristocrat Leisure Limited	レジャー用品/アクティビティ/映画	0.9	0.9
8	Styrolution Group GmbH	化学・プラスチック	0.9	0.9
9	Arcent Technologies	電子/電気	0.9	0.9
10	Jeld-Wen Inc	家具・装飾	0.9	0.9

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2013年は設定日(2013年11月25日)から年末までの収益率。
- ・2015年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。

申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合

- ・ニューヨーク証券取引所
- ・ニューヨークの銀行

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

■ 積立方式 ■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

スイッチングとは、「Aコース」または「Bコース」のいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込み日の午後3時までに、「Aコース」または「Bコース」のもう一方のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を取り消す場合があります。また、委託者は、実質的な投資対象の米ドル建ての企業向け貸付債権の流動性等を勘案し、取得申込の受付けを制限することができます。

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
 - ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）
- ・受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
 - ・換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
 - ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。
- ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、

委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日（前日が当該外国投資信託の営業日でない場合はとりうる直近）の純資産価格とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成35年11月20日までとします(平成25年11月25日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎月20日から翌月19日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

（ ）委託者は、信託終了前に、各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ ）委託者は、各ファンドにつき、主要投資対象とする別に定める投資信託証券のすべてが存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項（ ）」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ ）上記（ ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ ）上記（ ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

（ ）上記（ ）から（ ）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ ）から（ ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年5月、11月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

() 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

() 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(j) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

米国変動好金利ファンド Aコース

米国変動好金利ファンド Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成26年11月20日から平成27年5月19日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国変動好金利ファンド Aコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成26年11月19日現在)	当期 (平成27年 5月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,956,260	14,612,733
投資信託受益証券	1,043,507,217	394,291,660
親投資信託受益証券	9,007,063	9,009,712
未収利息	29	25
流動資産合計	1,069,470,569	417,914,130
資産合計	1,069,470,569	417,914,130
負債の部		
流動負債		
未払金	1,400,000	8,600,000
未払収益分配金	3,790,884	1,462,983
未払受託者報酬	28,324	10,299
未払委託者報酬	915,831	332,959
その他未払費用	1,879	679
流動負債合計	6,136,918	10,406,920
負債合計	6,136,918	10,406,920
純資産の部		
元本等		
元本	1,083,109,885	417,995,285
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,776,234	10,488,075
（分配準備積立金）	36,125,089	22,445,761
元本等合計	1,063,333,651	407,507,210
純資産合計	1,063,333,651	407,507,210
負債純資産合計	1,069,470,569	417,914,130

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日
営業収益		
受取配当金	50,534,960	39,488,550
受取利息	6,344	6,707
有価証券売買等損益	47,962,169	31,260,862
営業収益合計	2,579,135	8,234,395
営業費用		
受託者報酬	170,324	126,862
委託者報酬	5,506,951	4,101,893
その他費用	11,292	8,397
営業費用合計	5,688,567	4,237,152
営業利益又は営業損失（ ）	3,109,432	3,997,243
経常利益又は経常損失（ ）	3,109,432	3,997,243
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,109,432	3,997,243
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	77,588	1,917,063
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,197,414	19,776,234
剰余金増加額又は欠損金減少額	399,710	24,642,491
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	399,710	24,642,491
剰余金減少額又は欠損金増加額	142,322	1,590,858
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	142,322	1,590,858
分配金	22,199,192	15,843,654
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,776,234	10,488,075

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年11月20日から平成27年 5月19日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 平成26年11月19日現在	当期 平成27年 5月19日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,083,109,885口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 417,995,285口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 19,776,234円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 10,488,075円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9817円 (10,000口当たり純資産額) (9,817円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9749円 (10,000口当たり純資産額) (9,749円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日																								
1.分配金の計算過程 平成26年 5月20日から平成26年 6月19日まで	1.分配金の計算過程 平成26年11月20日から平成26年12月19日まで																								
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,855,917円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>880,128円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,855,917円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	880,128円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,917,136円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>4,045,385円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,917,136円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	4,045,385円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	6,855,917円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																							
収益調整金額	C	880,128円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	9,917,136円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																							
収益調整金額	C	4,045,385円																							

分配準備積立金額	D	14,275,538円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,011,583円
当ファンドの期末残存口数	F	988,390,186口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	222円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,459,365円

平成26年 6月20日から平成26年 7月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,967,535円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,760,564円
分配準備積立金額	D	17,666,216円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,394,315円
当ファンドの期末残存口数	F	1,026,707,740口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	257円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,593,477円

平成26年 7月23日から平成26年 8月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,660,528円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,962,047円
分配準備積立金額	D	21,036,198円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,658,773円
当ファンドの期末残存口数	F	1,077,633,636口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	293円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,771,717円

平成26年 8月20日から平成26年 9月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,790,678円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,373,142円
分配準備積立金額	D	24,891,688円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,055,508円
当ファンドの期末残存口数	F	1,091,405,270口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	330円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,819,918円

平成26年 9月20日から平成26年10月20日まで

分配準備積立金額	D	35,517,846円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,480,367円
当ファンドの期末残存口数	F	1,066,294,878口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	464円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,732,032円

平成26年12月20日から平成27年 1月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,621,229円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,062,279円
分配準備積立金額	D	41,648,495円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,332,003円
当ファンドの期末残存口数	F	1,065,314,100口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	500円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,728,599円

平成27年 1月20日から平成27年 2月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,673,244円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,283,894円
分配準備積立金額	D	43,533,758円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,490,896円
当ファンドの期末残存口数	F	1,023,903,986口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	532円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,583,663円

平成27年 2月20日から平成27年 3月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,069,922円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,113,516円
分配準備積立金額	D	25,164,165円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	32,347,603円
当ファンドの期末残存口数	F	548,657,296口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	589円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,920,300円

平成27年 3月20日から平成27年 4月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,716,451円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,606,327円
分配準備積立金額	D	28,239,365円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	39,562,143円
当ファンドの期末残存口数	F	1,075,380,447口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	367円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,763,831円

平成26年10月21日から平成26年11月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,839,847円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,004,271円
分配準備積立金額	D	32,076,126円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	43,920,244円
当ファンドの期末残存口数	F	1,083,109,885口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	405円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,790,884円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,546,779円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,632,200円
分配準備積立金額	D	20,205,087円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,384,066円
当ファンドの期末残存口数	F	404,593,608口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	627円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,416,077円

平成27年 4月21日から平成27年 5月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,578,784円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,503,980円
分配準備積立金額	D	21,329,960円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,412,724円
当ファンドの期末残存口数	F	417,995,285口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	655円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,462,983円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、バンクローンの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成26年11月19日現在	当期 平成27年 5月19日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日		当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日	
期首元本額	966,238,232円	期首元本額	1,083,109,885円
期中追加設定元本額	150,286,107円	期中追加設定元本額	57,560,272円
期中一部解約元本額	33,414,454円	期中一部解約元本額	722,674,872円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3,806,881	1,356,750
親投資信託受益証券	0	0
合計	3,806,881	1,356,750

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成27年 5月19日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成27年 5月19日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・グローバル・マネー ジャー・セレクト - バンクローン・ ファンド - 日本円為替ヘッジクラス		394,291,660	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：96.8%		394,291,660 97.8%	
	合計			394,291,660	

親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド		9,009,712	
	小計	銘柄数：1		9,009,712	
		組入時価比率：2.2%		2.2%	
	合計				9,009,712
合計					403,301,372

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【米国変動好金利ファンド Bコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成26年11月19日現在)	当期 (平成27年 5月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,147,629	4,707,814
投資信託受益証券	375,406,434	321,220,602
親投資信託受益証券	1,000,785	1,001,079
未収入金	4,586,220	-
未収利息	12	8
流動資産合計	388,141,080	326,929,503
資産合計	388,141,080	326,929,503
負債の部		
流動負債		
未払金	1,600,000	-
未払収益分配金	1,174,021	1,028,509
未払解約金	4,780,687	4,094
未払受託者報酬	9,708	8,354
未払委託者報酬	313,912	270,112
その他未払費用	637	549
流動負債合計	7,878,965	1,311,618
負債合計	7,878,965	1,311,618
純資産の部		
元本等		
元本	335,434,609	293,859,977
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	44,827,506	31,757,908
（分配準備積立金）	38,164,435	22,123,407
元本等合計	380,262,115	325,617,885
純資産合計	380,262,115	325,617,885
負債純資産合計	388,141,080	326,929,503

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日
営業収益		
受取配当金	15,610,800	14,650,580
受取利息	2,496	3,459
有価証券売買等損益	34,849,359	2,767,793
営業収益合計	50,462,655	17,421,832
営業費用		
受託者報酬	54,803	59,564
委託者報酬	1,772,075	1,925,730
その他費用	3,598	3,912
営業費用合計	1,830,476	1,989,206
営業利益又は営業損失（ ）	48,632,179	15,432,626
経常利益又は経常損失（ ）	48,632,179	15,432,626
当期純利益又は当期純損失（ ）	48,632,179	15,432,626
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,078,032	1,286,197
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,271,164	44,827,506
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,607,605	9,233,008
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,607,605	9,233,008
剰余金減少額又は欠損金増加額	695,744	11,688,119
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	695,744	11,688,119
分配金	6,909,666	24,760,916
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	44,827,506	31,757,908

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年11月20日から平成27年 5月19日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 平成26年11月19日現在	当期 平成27年 5月19日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 335,434,609口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 293,859,977口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1336円 (10,000口当たり純資産額) (11,336円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1081円 (10,000口当たり純資産額) (11,081円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日																																										
1. 分配金の計算過程 平成26年 5月20日から平成26年 6月19日まで	1. 分配金の計算過程 平成26年11月20日から平成26年12月19日まで																																										
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,213,420円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,382,491円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>6,831,214円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>11,427,125円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>322,134,756口</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,213,420円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	2,382,491円	分配準備積立金額	D	6,831,214円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,427,125円	当ファンドの期末残存口数	F	322,134,756口	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,465,869円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>8,396,775円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>37,933,925円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>48,796,569円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>357,444,538口</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,465,869円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	8,396,775円	分配準備積立金額	D	37,933,925円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,796,569円	当ファンドの期末残存口数	F	357,444,538口
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	2,213,420円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																									
収益調整金額	C	2,382,491円																																									
分配準備積立金額	D	6,831,214円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,427,125円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	322,134,756口																																									
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	2,465,869円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																									
収益調整金額	C	8,396,775円																																									
分配準備積立金額	D	37,933,925円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,796,569円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	357,444,538口																																									

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	354円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,127,471円

平成26年 6月20日から平成26年 7月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,277,673円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,837,236円
分配準備積立金額	D	7,892,896円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	13,007,805円
当ファンドの期末残存口数	F	333,088,013口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	390円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,165,808円

平成26年 7月23日から平成26年 8月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,445,905円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,320,852円
分配準備積立金額	D	8,917,735円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	14,684,492円
当ファンドの期末残存口数	F	343,077,612口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	428円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,200,771円

平成26年 8月20日から平成26年 9月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,472,317円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,881,720円
収益調整金額	C	4,866,195円
分配準備積立金額	D	9,188,210円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	21,408,442円
当ファンドの期末残存口数	F	312,489,269口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	685円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,093,712円

平成26年 9月20日から平成26年10月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,232,919円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,365円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,251,055円

平成26年12月20日から平成27年 1月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,509,875円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	8,933,605円
分配準備積立金額	D	38,755,219円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	50,198,699円
当ファンドの期末残存口数	F	358,411,673口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,400円
10,000口当たり分配金額	H	535円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	19,175,024円

平成27年 1月20日から平成27年 2月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,406,142円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	11,331,983円
分配準備積立金額	D	21,479,153円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	35,217,278円
当ファンドの期末残存口数	F	369,017,965口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	954円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,291,562円

平成27年 2月20日から平成27年 3月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,033,293円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,750,022円
収益調整金額	C	10,452,429円
分配準備積立金額	D	18,258,699円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	34,494,443円
当ファンドの期末残存口数	F	302,934,991口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,138円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,060,272円

平成27年 3月20日から平成27年 4月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,589,813円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,421,910円
分配準備積立金額	D	15,239,077円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,893,906円
当ファンドの期末残存口数	F	327,966,672口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	667円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,147,883円

平成26年10月21日から平成26年11月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,697,778円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	20,624,453円
収益調整金額	C	6,663,071円
分配準備積立金額	D	16,016,225円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,001,527円
当ファンドの期末残存口数	F	335,434,609口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,371円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,174,021円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	8,323,975円
分配準備積立金額	D	20,657,672円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	30,571,460円
当ファンドの期末残存口数	F	272,712,697口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,120円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	954,494円

平成27年 4月21日から平成27年 5月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,872,587円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	10,635,375円
分配準備積立金額	D	21,279,329円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,787,291円
当ファンドの期末残存口数	F	293,859,977口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,149円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,028,509円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、バンクローンの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成26年11月19日現在	当期 平成27年 5月19日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日		当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日	
期首元本額	307,592,374円	期首元本額	335,434,609円
期中追加設定元本額	79,758,404円	期中追加設定元本額	82,549,064円
期中一部解約元本額	51,916,169円	期中一部解約元本額	124,123,696円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	当期 自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	30,979,272	1,401,190
親投資信託受益証券	0	0
合計	30,979,272	1,401,190

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成27年 5月19日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成27年 5月19日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・グローバル・マネー ジャー・セレクト - バンクローン・ ファンド - 日本円クラス		321,220,602	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.6%		321,220,602 99.7%	
	合計			321,220,602	

親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド		1,001,079	
	小計	銘柄数：1		1,001,079	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	合計			1,001,079	
合計				322,221,681	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「米国変動好金利ファンド Aコース」および「米国変動好金利ファンド Bコース」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成27年 5月19日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,037,112,694
国債証券	3,280,132,062
特殊債券	6,567,987,570
社債券	1,704,733,505
コマーシャル・ペーパー	2,299,711,438
未収利息	10,865,433
前払費用	16,596,046
流動資産合計	21,917,138,748
資産合計	21,917,138,748
負債の部	
流動負債	
未払金	199,936,732
流動負債合計	199,936,732
負債合計	199,936,732
純資産の部	
元本等	
元本	21,282,045,152
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	435,156,864
元本等合計	21,717,202,016
純資産合計	21,717,202,016
負債純資産合計	21,917,138,748

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

平成27年 5月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0204円
(10,000口当たり純資産額)	(10,204円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成26年11月20日 至 平成27年 5月19日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年 5月19日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2．時価の算定方法

国債証券、特殊債券、社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コマーシャル・ペーパー

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
ます。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成27年 5月19日現在

期首	平成26年11月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	13,740,219,714円
同期中における追加設定元本額	12,227,166,297円
同期中における一部解約元本額	4,685,340,859円
期末元本額	21,282,045,152円
期末元本額の内訳＊	
バンクローンファンド（為替ヘッジあり）2014 - 09	98,039,216円
野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド	21,153,384円
野村米国ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	90,833,124円
野村新中国株投資 マネープール・ファンド	84,894,238円
野村日本ブランド株投資（マネープールファンド）年2回決算型	898,659,144円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	9,472,270円
野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム マネープール・ファンド	6,608,812円
野村R C M・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド	1,511,406円
野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド	5,548,809円
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	14,266,147円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	1,596,037,937円
野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	5,716,956円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	8,788,959円
野村グローバルC B投信（マネープールファンド）年2回決算型	6,262,524円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（マネープールファンド）年2回決算型	104,455,183円
野村P I M C O新興国インフラ関連債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	449,545円
野村日本スマートシティ株投資 マネープールファンド	1,233,203円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
コインの未来（毎月分配型）	3,965,894円
コインの未来（年2回分配型）	991,474円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	982,608円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年２回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年２回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信（毎月分配型）	49,354,623円
野村アジアＣＢ投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）年２回決算型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ向け）	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年２回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年２回決算型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年２回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	982,609円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）年２回決算型	98,261円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	98,261円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年２回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年２回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年２回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年２回決算型	983,672円
野村テンブルトン・トータル・リターン　Ａコース	983,381円

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村高金利国際機関債投信（年2回決算型）	1,967円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
ノムラ・アジア・コレクション（短期アジア現地通貨建て債券 Aコース）	982,995円
ノムラ・アジア・コレクション（短期アジア現地通貨建て債券 Bコース）	98,260円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	1,963円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	588,871円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	196,291円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	294,436円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	4,908円

野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	392,831円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	98,146円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	196,291円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	294,436円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
米国変動好金利ファンド Aコース	8,829,589円
米国変動好金利ファンド Bコース	981,066円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年2回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（円コース）	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（米ドルコース）	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（世界通貨分散コース）	9,803円

ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801円
第1回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第2回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第3回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第4回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第5回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第6回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第7回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	98,260円
第10回 野村短期公社債ファンド	98,260円
第11回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第12回 野村短期公社債ファンド	982,607円
野村グローバル債券為替ファンド（適格機関投資家転売制限付）	35,652,519円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30（非課税適格機関投資家専用）	5,276,885,002円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50（適格機関投資家転売制限付）	3,422,819,779円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Zプライス（適格機関投資家専用）	2,477,443,776円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Dプライス（適格機関投資家専用）	4,635,437,085円
日本株インカムプラスα（公社債運用移行型）1305（適格機関投資家転売制限付）	1,186,053,936円
日本株インカムプラスα（公社債運用移行型）1308（適格機関投資家転売制限付）	950,607,608円
野村DCテンプレトン・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレトン・トータル・リターン Bコース	9,818円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成27年 5月19日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成27年 5月19日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（2年）第330回	170,000,000	170,046,052	
		国庫債券 利付（2年）第331回	60,000,000	60,011,300	
		国庫債券 利付（2年）第333回	50,000,000	50,017,860	
		国庫債券 利付（5年）第89回	200,000,000	200,072,024	

	小計	国庫短期証券 第 5 1 4 回	500,000,000	499,999,325	
		国庫短期証券 第 5 1 5 回	500,000,000	499,999,890	
		国庫短期証券 第 5 1 6 回	300,000,000	299,999,565	
		国庫短期証券 第 5 1 8 回	300,000,000	299,999,532	
		国庫短期証券 第 5 2 0 回	200,000,000	199,999,570	
		国庫短期証券 第 5 2 1 回	500,000,000	499,987,384	
		国庫短期証券 第 5 2 9 回	500,000,000	499,999,560	
		銘柄数：11	3,280,000,000	3,280,132,062	
		組入時価比率：15.1%		23.7%	
		合計		3,280,132,062	
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第 3 4 1 回	100,000,000	100,033,210	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第 3 4 3 回	171,000,000	171,246,849	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第 3 4 5 回	50,000,000	50,109,036	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第 3 4 6 回	300,000,000	301,087,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第 3 4 7 回	352,000,000	353,490,766	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証債第 1 回	100,000,000	100,859,120	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 3 回	100,000,000	101,003,254	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 5 回	558,000,000	564,592,192	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 1 1 回	170,000,000	172,724,981	
		公営企業債券 政府保証第 8 5 2 回	160,000,000	160,219,754	
		公営企業債券 政府保証第 8 5 4 回	60,000,000	60,182,742	
		公営企業債券 政府保証第 8 6 1 回	29,000,000	29,367,920	
		公営企業債券 政府保証第 8 6 2 回	117,000,000	118,836,465	
		公営企業債券 第 1 6 回財投機関債	440,000,000	440,483,012	
		首都高速道路債券 政府保証第 1 9 8 回	10,000,000	10,013,544	
		首都高速道路債券 政府保証第 1 9 9 回	50,000,000	50,184,688	
		阪神高速道路債券 政府保証第 1 4 7 回	50,000,000	50,109,824	

		阪神高速道路債券 政府保証第 1 4 8 回	20,000,000	20,088,997	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第 3 回	30,000,000	30,052,756	
		本州四国連絡橋債券 政府保証第 2 7 回	300,000,000	301,136,912	
		関西国際空港債券 政府保証第 4 7 回	150,000,000	150,144,159	
		福祉医療機構債券 第 5 回財投機関債	200,000,000	200,218,708	
		中部国際空港債券 政府保証第 1 7 回	300,000,000	300,000,000	
		商工債券 利付第 7 2 0 回い号	330,000,000	330,035,416	
		商工債券 利付第 7 2 1 回い号	30,000,000	30,016,308	
		商工債券 利付第 7 2 4 回い号	120,000,000	120,171,686	
		農林債券 利付第 7 2 0 回い号	420,000,000	420,066,933	
		農林債券 利付第 7 2 2 回い号	200,000,000	200,164,807	
		農林債券 利付第 7 2 3 回い号	150,000,000	150,177,533	
		農林債券 利付第 7 2 4 回い号	50,000,000	50,072,016	
		しんきん中金債券 利付第 2 4 6 回	70,000,000	70,010,552	
		しんきん中金債券 利付第 2 4 7 回	50,000,000	50,024,146	
		商工債券 利付（ 3 年 ）第 1 4 9 回	100,000,000	100,015,640	
		商工債券 利付（ 3 年 ）第 1 5 2 回	100,000,000	100,040,287	
		商工債券 利付（ 3 年 ）第 1 5 3 回	100,000,000	100,053,580	
		西日本高速道路 第 1 6 回	200,000,000	200,108,676	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 5 回	810,000,000	810,844,101	
	小計	銘柄数：37	6,547,000,000	6,567,987,570	
		組入時価比率：30.2%		47.4%	
	合計			6,567,987,570	
社債券	日本円	みずほコーポレート銀行 第 2 4 回 特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,661,180	
		みずほコーポレート銀行 第 2 5 回 特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,587,076	
		三菱東京ＵＦＪ銀行 第 1 1 6 回特 定社債間限定同順位特約付	400,000,000	400,262,791	
		静岡銀行 第 1 1 回社債間限定同順 位特約付	500,000,000	500,598,626	
		三井住友銀行 第 5 0 回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	100,064,430	

	小計	三菱ＵＦＪリース 第１３回社債間 限定同順位特約付	400,000,000	402,559,402	
		銘柄数：６	1,700,000,000	1,704,733,505	
		組入時価比率：７.８％		12.３％	
	合計			1,704,733,505	
コマーシャル・ ペーパー	日本円	フォレストコープ	100,000,000	99,974,687	
		フォレストコープ	100,000,000	99,945,893	
		みずほ証券	100,000,000	99,997,164	
		みずほ証券	100,000,000	99,989,113	
		みずほ証券	200,000,000	199,972,015	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	100,000,000	99,999,326	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	100,000,000	99,995,782	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	100,000,000	99,995,196	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	199,986,344	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	199,969,793	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	199,936,732	
		三井住友信託銀行	100,000,000	99,999,460	
		三井住友信託銀行	200,000,000	199,995,559	
		三井住友信託銀行	200,000,000	199,992,108	
		三井住友信託銀行	200,000,000	199,978,304	
		三井住友信託銀行	100,000,000	99,983,962	
		銘柄数：１６	2,300,000,000	2,299,711,438	
		組入時価比率：１０.６％		16.６％	
	合計			2,299,711,438	
合計				13,852,564,575	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米国変動好金利ファンド Aコース

平成27年 6月30日現在

資産総額	467,312,129円
負債総額	15,739,772円
純資産総額（ - ）	451,572,357円
発行済口数	466,154,075口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9687円

米国変動好金利ファンド Bコース

平成27年 6月30日現在

資産総額	333,121,760円
負債総額	369,083円
純資産総額（ - ）	332,752,677円
発行済口数	295,348,028口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1266円

（参考）野村マネー マザーファンド

平成27年 6月30日現在

資産総額	22,001,056,984円
負債総額	200,430,956円
純資産総額（ - ）	21,800,626,028円
発行済口数	21,361,892,940口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0205円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券が

ら記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成27年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

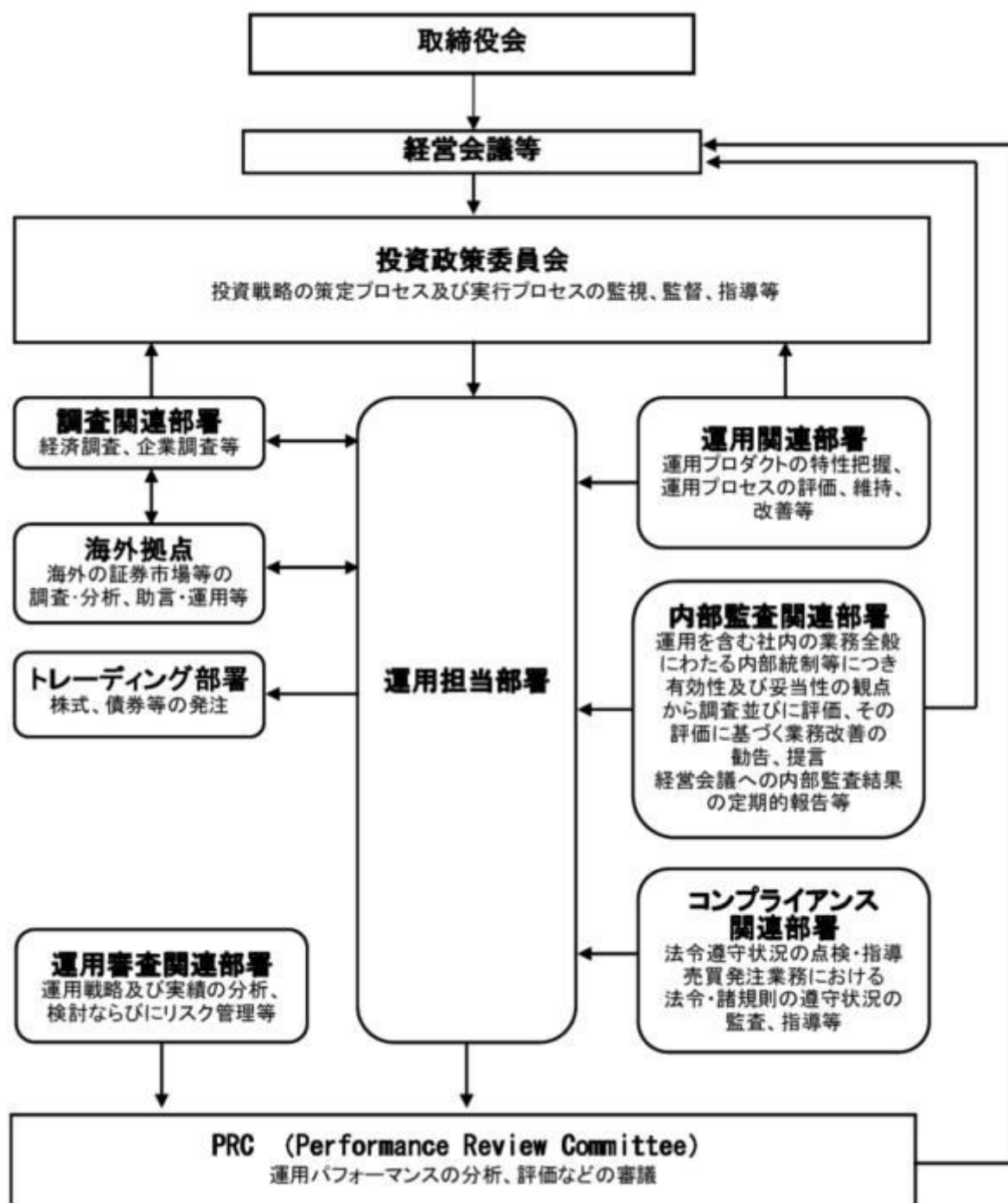
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成27年5月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	881	19,140,040
単位型株式投資信託	45	222,398
追加型公社債投資信託	18	7,630,335
単位型公社債投資信託	122	1,039,578
合計	1,066	28,032,350

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成26年 3 月31日)		当事業年度 (平成27年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			247		411
金銭の信託			51,758		56,824
有価証券			11,800		17,100
前払金			0		15
前払費用			28		29
未収入金			287		330
未収委託者報酬			10,741		12,679
未収収益			5,999		7,436
繰延税金資産			2,010		2,594
その他			159		73
貸倒引当金			8		9
流動資産計			83,026		97,486
固定資産					
有形固定資産			1,508		1,322
建物	2	442		413	
器具備品	2	1,065		909	
無形固定資産			8,249		7,254
ソフトウェア		8,248		7,253	
電話加入権		1		0	

その他		0		0	
投資その他の資産			22,052		24,840
投資有価証券		11,747		11,593	
関係会社株式		9,609		10,149	
従業員長期貸付金		35		30	
長期差入保証金		50		49	
長期前払費用		80		60	
前払年金費用		347		2,776	
その他		181		179	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			31,810		33,417
資産合計			114,837		130,903

		前事業年度 (平成26年 3 月31日)		当事業年度 (平成27年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			106		118
未払金	1		9,720		11,602
未払収益分配金		2		1	
未払償還金		33		32	
未払手数料		4,493		4,883	
その他未払金		5,191		6,684	
未払費用	1		8,420		10,221
未払法人税等			1,960		1,961
賞与引当金			3,984		4,558
外国税支払損失引当金			-		1,721
流動負債計			24,191		30,182
固定負債					
退職給付引当金			-		2,467
時効後支払損失引当金			505		521
繰延税金負債			3,211		747
固定負債計			3,716		3,735
負債合計			27,907		33,918
(純資産の部)					
株主資本			80,249		90,092
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			51,339		61,182
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		50,654		60,497	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		26,048		35,890	
評価・換算差額等			6,679		6,893
その他有価証券評価差額金			6,679		6,893
純資産合計			86,929		96,985
負債・純資産合計			114,837		130,903

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			87,258		96,159
運用受託報酬			24,589		31,466
その他営業収益			188		221
営業収益計			112,036		127,847
営業費用					
支払手数料			44,194		47,060
広告宣伝費			793		823
公告費			0		-
受益証券発行費			6		5
調査費			20,794		28,326
調査費		1,250		1,299	
委託調査費		19,544		27,027	
委託計算費			941		1,156
営業雑経費			2,926		3,275
通信費		188		193	
印刷費		948		951	
協会費		76		77	
諸経費		1,712		2,053	
営業費用計			69,656		80,648
一般管理費					
給料			11,091		11,660
役員報酬	2	292		289	
給料・手当		6,823		6,874	
賞与		3,975		4,496	
交際費			131		131
旅費交通費			454		472
租税公課			387		501
不動産賃借料			1,212		1,218
退職給付費用			1,069		723
固定資産減価償却費			3,518		3,120
諸経費			6,596		6,815
一般管理費計			24,460		24,643
営業利益			17,919		22,555

		前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	3,680		4,038	

収益分配金		0		-	
受取利息		3		5	
金銭の信託運用益		379		347	
その他		336		366	
営業外収益計			4,400		4,756
営業外費用					
支払利息	1	11		-	
時効後支払損引当金繰入額		24		28	
その他		132		137	
営業外費用計			169		166
経常利益			22,151		27,146
特別利益					
投資有価証券等売却益		-		794	
株式報酬受入益		203		142	
特別利益計			203		936
特別損失					
投資有価証券償還損		51		-	
投資有価証券等評価損		2		91	
関係会社株式評価損		2,491		-	
固定資産除却損	3	17		357	
外国税支払損失引当金繰入額		-		1,721	
特別損失計			2,562		2,169
税引前当期純利益			19,792		25,913
法人税、住民税及び事業税			7,608		8,433
法人税等調整額			90		2,488
当期純利益			12,273		19,967

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
会計方針の変更による累積的影響額								

会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						3,966	3,966	3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合 計	-	-	-	-	-	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,659	30	4,628	76,570
会計方針の変更に よる累積的影響額				
会計方針の変更を反 映した当期首残高	4,659	30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	-	6,679	86,929

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		

当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249
会計方針の変更による累積的影響額						81	81	81
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	25,966	51,258	80,168
当期変動額								
剰余金の配当						10,043	10,043	10,043
当期純利益						19,967	19,967	19,967
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,923	9,923	9,923
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,679	6,679	86,929
会計方針の変更による累積的影響額			81
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,679	6,679	86,847
当期変動額			
剰余金の配当			10,043
当期純利益			19,967
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	213	213	213
当期変動額合計	213	213	10,137
当期末残高	6,893	6,893	96,985

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
--------------------	----------------------------------

	(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 外国税支払損失引当金 将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。								
5. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。								

6．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。
-------------	------------------

[会計方針の変更]

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が127百万円減少し、繰越利益剰余金が81百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益はそれぞれ38百万円増加しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成26年3月31日)	当事業年度末 (平成27年3月31日)
1．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払金 4,601百万円	未払金 4,979百万円
未払費用 1,607	未払費用 1,411
2．有形固定資産より控除した減価償却累計額	2．有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 565百万円	建物 607百万円
器具備品 2,849	器具備品 3,052
合計 3,414	合計 3,659

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。	1．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。
受取配当金 3,568百万円	受取配当金 3,966百万円
支払利息 5	支払利息 -
2．役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2．役員報酬の範囲額 (同左)

3. 固定資産除却損		3. 固定資産除却損	
器具備品	6百万円	器具備品	15百万円
ソフトウェア	11	ソフトウェア	342
合計	17	合計	357

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 10,043百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,950円

基準日 平成26年3月31日

効力発生日 平成26年6月2日

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 10,043百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,950円

基準日 平成26年3月31日

効力発生日

平成26年 6 月 2 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年 5 月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	19,933百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,870円
基準日	平成27年 3 月31日
効力発生日	平成27年 6 月26日

金融商品関係

前事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年 3 月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	247	247	-
(2)金銭の信託	51,758	51,758	-
(3)未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5)関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6)未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7)未払費用	8,420	8,420	-
(8)未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバ

ティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	411	411	-
(2)金銭の信託	56,824	56,824	-
(3)未収委託者報酬	12,679	12,679	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	27,398	27,398	-
(5)関係会社株式	3,064	196,109	193,045
資産計	100,378	293,423	193,045
(6)未払金	11,602	11,602	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	4,883	4,883	-
その他未払金	6,684	6,684	-
(7)未払費用	10,221	10,221	-
(8)未払法人税等	1,961	1,961	-
負債計	23,784	23,784	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,294百万円、関係会社株式7,085百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について90百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	411	-	-	-
金銭の信託	56,824	-	-	-
未収委託者報酬	12,679	-	-	-
有価証券	17,100	-	-	-
合計	87,015	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

４．その他有価証券(平成26年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	11,800	11,800	-
小計	11,800	11,800	-
合計	22,467	12,082	10,384

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	-	-	-
投資信託	761	-	51
合計	761	-	51

（注）投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

当事業年度（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成27年３月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成27年３月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成27年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	196,109	193,045
合計	3,064	196,109	193,045

４．その他有価証券(平成27年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,298	282	10,015
小計	10,298	282	10,015
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	17,100	17,100	-
小計	17,100	17,100	-
合計	27,398	17,382	10,015

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	800	790	-
投資信託	-	-	-
合計	800	790	-

退職給付関係

前事業年度(自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日)	
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
２．確定給付制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	494
その他	11
退職給付債務の期末残高	15,680
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	475
年金資産の期末残高	14,786

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	14,786
	1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	1,733
未認識過去勤務費用	492
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	347
前払年金費用	347
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	347

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	12
確定給付制度に係る退職給付費用	899

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,680 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	127
会計方針の変更を反映した期首残高	15,808
勤務費用	746
利息費用	213
数理計算上の差異の発生額	1,128
退職給付の支払額	724
その他	46
退職給付債務の期末残高	17,218

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	14,786 百万円
期待運用収益	369
数理計算上の差異の発生額	975
事業主からの拠出額	558
退職給付の支払額	573
年金資産の期末残高	16,117

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,474 百万円
年金資産	16,117
	1,643
非積立型制度の退職給付債務	2,743
未積立退職給付債務	1,100
未認識数理計算上の差異	1,861
未認識過去勤務費用	451
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309
退職給付引当金	2,467
前払年金費用	2,776
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	746 百万円
利息費用	213
期待運用収益	369
数理計算上の差異の費用処理額	24
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	24
確定給付制度に係る退職給付費用	550

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	13%
受益証券等	29%
生保一般勘定	21%
その他	6%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.1%
退職一時金制度の割引率	0.8%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成26年3月31日)		当事業年度末 (平成27年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,947	関係会社株式評価減	1,784
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,504
退職給付引当金	-	退職給付引当金	789
所有株式税務簿価通算差異	776	所有株式税務簿価通算差異	690
外国税支払損失引当金	-	外国税支払損失引当金	567
投資有価証券評価減	502	投資有価証券評価減	475
未払事業税	425	未払事業税	387
ゴルフ会員権評価減	408	ゴルフ会員権評価減	296
減価償却超過額	206	減価償却超過額	186
関連会社株式譲渡益	-	関連会社株式譲渡益	169
時効後支払損引当金	181	時効後支払損引当金	166
子会社株式売却損	172	子会社株式売却損	153
未払社会保険料	100	未払社会保険料	92
その他	126	その他	214
繰延税金資産小計	6,284	繰延税金資産小計	7,479
評価性引当額	3,602	評価性引当額	1,500
繰延税金資産合計	2,681	繰延税金資産合計	5,979
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,757	その他有価証券評価差額金	3,243
前払年金費用	125	前払年金費用	888
繰延税金負債合計	3,882	繰延税金負債合計	4,132
繰延税金負債の純額	1,200	繰延税金資産の純額	1,847
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	36.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.0%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	1.4%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8%
評価性引当額	4.7%	評価性引当額	7.3%
その他	0.1%	その他	2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。 この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33%に、平成28年4月1日に開始する前事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32%となります。 この税率変更により、繰延税金資産の純額は73百万円減少し、法人税等調整額が479百万円、その他有価証券評価差額金が405百万円、それぞれ増加しております。
---	--

セグメント情報等

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	8,000	短期借入金	-
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	-

（イ）子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	5,073	未払費用	716

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	36,867	未払手数料	3,854

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る 投資顧問料の支払 (*4)	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	-
							借入金利息の支払	6	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計 191,892

固定資産合計 249,548

流動負債合計 84,950

固定負債合計 55,262

純資産合計 301,227

売上高 355,777

税引前当期純利益 47,854

当期純利益 28,759

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連 会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都 千代田 区	18,600 (百万円)	情報 サービス業	(所有) 直接 21.4%	サービス・製 品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*1)	3,990	未払費用	547

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券 株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	39,273	未払手数料	4,182
親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アン ド・テクノ ロジー株式 会社	東京都 中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*3)	1,976	未払費用	815

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計	229,418
固定資産合計	273,220
流動負債合計	87,832
固定負債合計	65,965
純資産合計	348,841
売上高	358,952
税引前当期純利益	51,509
当期純利益	34,167

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	16,877円25銭	1 株当たり純資産額	18,829円58銭
1 株当たり当期純利益	2,382円87銭	1 株当たり当期純利益	3,876円72銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,273百万円	損益計算書上の当期純利益	19,967百万円
普通株式に係る当期純利益	12,273百万円	普通株式に係る当期純利益	19,967百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有す

る法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成27年5月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 平成27年5月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成26年11月26日	臨時報告書
平成27年 2月12日	有価証券届出書
平成27年 2月12日	有価証券報告書
平成27年 2月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 6 月 12 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 部 俊 夫
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 原 尚
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 56 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年7月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊 夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国変動好金利ファンド Aコースの平成26年11月20日から平成27年5月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国変動好金利ファンド Aコースの平成27年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年7月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊 夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国変動好金利ファンド Bコースの平成26年11月20日から平成27年5月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国変動好金利ファンド Bコースの平成27年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。